機動的な調査観測の実施計画の立案にあたっての共通方針の論点

機動調査観測部会は、火山調査委員会によって作成された総合的な評価に必要となる各火山の調査研究方策を踏まえ、機動的な調査観測を進めるための具体的な実施計画を作成する。この実施計画を作成するために、機動的な調査観測の実施計画の立案にあたっての共通方針を検討する必要がある。検討において必要な論点は以下のとおり。

〇機動的な調査観測の目的

火山活動の変化等に応じて、常設・連続観測がしにくい観測項目や、高密度、局所的な観測点配置により、火山活動を詳細に捉え、火山活動の状態把握や推移予測の精度を向上させるために必要。既存観測点の比較観測や代替設置検討データの取得としての役割もあり。

〇機動的な調査観測の種類

- ・平時の機動的な調査観測
 - 火山活動度・噴火切迫度が高くない場合においても、調査研究方策や実施計画を踏まえ実施。
 - 単一火山における大規模な観測、複数火山における小規模な観測 等。
- ・緊急時の機動的な調査観測
 - 火山活動度・噴火切迫度の急激な変化に応じて実施。
 - 同時対応可能な火山数を検討する必要がある。

○実施計画の作成に係る検討課題

- ・実施計画において、大学、研究機関、行政機関を記載するにあたり、柔軟に対応できるようにするために、どのように記載すべきか。
- ・科学研究費補助金「特別研究促進費」(突発的に発生した災害などに関する研究)との連携はどうあるべきか。
- ・使用可能な観測機器機材の種類・数を考慮した計画の作成はどうあるべきか。
- 機動的な調査観測・解析グループの構成を反映した計画の作成はどうあるべきか。